

令和3年度第1回滋賀県原子力防災専門会議 議事概要

滋賀県知事公室防災危機管理局原子力防災室

I 日 時

令和4年2月9日（水）午前10時00分から午前11時00分まで

II 場 所

Web会議・滋賀県危機管理センター2階災害対策本部室

III 出席者

別添委員名簿参照（欠席：島田委員）

IV 内 容

1 開会

<滋賀県防災危機管理監挨拶>

原子力防災専門会議の委員の皆さまにおかれましては、大変ご多忙のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルスがまん延している中での開催となりました。そのような中で本日は一部 Zoom でご参加いただくと共に、会場内の三密回避に留意の上、原子力防災専門会議を開催させていただきたいと思っております。

原子力防災に係ります最近の動向といたしましては、40年を超えて運転を行う美浜発電所3号機、これにつきましては、現在テロ対策施設の建設中で、稼働をいったん中止しておりますが、6月に一度稼働いたしました。また、新型コロナウイルス感染症流行下での屋内退避や避難など、想定しなければならない複合災害もより複雑化しており、原子力防災対策の実効性向上がさらに求められている状況などがございます。

これまでからも言われておりますことではございますが、防災対策に完成はございません。訓練や関係機関との連携、計画等の充実を図り、本県全体の防災対策の向上を図っていかねばならないという思いです。

さて、本日は三つの議題につきまして報告や説明をさせていただきます。議題の説明では、今年度実施しました原子力防災訓練について、その成果や課題についてご報告させていただきます。その上で、委員の皆さまと課題を共有することにより、今後の原子力防災につなげてまいりたいと考えております。

議題の二つ目では、今年度の滋賀県地域防災計画、これの原子力防災対策編に係ります修正内容につきまして、事務局より説明をいたします。

議題の三つ目では、現在、原子力災害対策指針、こちらの方に反映が予定されている緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制や方法などにつきましてご説明させていただきます。その上で、今後の実施に当たりまして、県が国に求めていく点などがございましたらご意見をお伺いしたいと考えております。

以上、三つの議題につきまして、活発なご議論を賜り、有意義な会となりますようお願いいたします。開催に当たってのごあいさつとさせていただきます。以上、どうぞよろしくお願いたします。

2 議事

(1) 令和3年度原子力防災訓練の結果について

○牧座長

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めてまいります。では、一つ目の議題でございますが、令和3年度原子力防災訓練の結果について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（滋賀県）

（資料1により説明）

○牧座長

ただ今の説明内容について、ご質問や確認したい事項がございましたら発言をお願いしたいと思いますが、まずご欠席の島田委員から何かコメントが頂いているようでしたら、事務局からご紹介をお願いします。

○事務局（滋賀県）

島田委員の方からは、2点コメントを頂いております。1点は、先ほど課題にもございましたが、在勤者への対応についてというところで、在勤者への対応については、UPZ外からUPZ内に入ってくる人もいるということに関係者が認識しておかないと、事故があった際にUPZ外から自宅へ戻るのを止められるなどの事態が発生しトラブルになる可能性がある。防災業務に従事する側がUPZ外から入ってくる人がいるということを理解しておくべきであるということと、また、UPZ外に勤めている人に、UPZ内にある居住地に屋内退避指示が出た場合、どうすべきかあらかじめ家族で話し合っておいてほしいなどの広報が必要ではないかという点が1点でございます。

もう1点は、新型コロナウイルス流行下での屋内退避ということで、コロナ禍での屋内退避については、換気の実施をしてよいかどうかというところが気になると思う。広報については、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととするとのことだが、防災業務に従事する側がどちらを優先させるかをしっかり認識しておく必要がある。

また、災害対策本部では、放射性物質放出時は換気しないという国の指針を共有していたとしても、現場の最前線で業務をしている保健師等の方までしっかり伝わるようにしておかないと現場の方が不安になって混乱をする可能性があるというコメントを頂いております。

○牧座長

ありがとうございます。そうしましたら、委員の先生方、コメント、ご質問等を頂けたらと思いますが、いかがでしょうか。何かございますか。お願いします。

○竹田委員

非常に多くの訓練をされて大変だと思います。しかしこういった訓練は非常に重要なので、実際に災害事故が起こった場合に備え、非常に有用なものだと思っております。

少しお聞きしたいのは、各訓練の位置付けで、オフサイトセンターと滋賀県、それから住民の方と分けられています、資料1の3ページに記載がございますけど、そのオフサイトセンターには原子力事業者が入っており、事故の状況や経緯等を把握されていると思います。そこと滋賀県の対策本部との情報のやりとりがしっかりとできているのか心配になります。12時15分から30分まで開催されていた会議(第2回現地事故対策連絡会議)においては、原子力発電所の状況についての共有となっており、そこで全体合意された情報が出てくるとは思われますが、発電所の状況は時間とともに刻々変わっていきますので、一番はやはり最新の情報を集められる体制を整えた方がいいと思います。

プラントが危ない、壊れそうになるとか、そういった情報が出た場合、迅速に県の方に伝わるように、悪く言えば不確かな情報でも可能性はある場合は、そういう情報をできるだけ速やかに県の方に情報として伝えていただきたいと思っております。たぶんうまくいっているのかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。

○事務局（滋賀県）

ご指摘ありがとうございます。情報連絡、伝達のところでございますけれども、原子力事業者とは、事前に連絡体制を構築しており、電話番号、緊急連絡先等交換いたしまして、また、安全協定等も締結する中で、そういう事象が発生した際の、トラブル連絡につきましては、速やかに県の方に報告、また同時に高島市、長浜市の方にも報告するというような体制を作っております。その連絡は適切に頂いていると認識しております。

また、オフサイトセンターの方ですけれども、施設敷地緊急事態となった段階で、県の知事公室長と原子力防災室の室員、また防災危機管理局の職員の1名の3名をオフサイトセンターに派遣いたしまして、この現地の連絡会議ですとか、また、県庁の災害本部とのテレビ会議等を通じて連携をしっかりとっていくという体制を取らせていただくという状況です。

○高橋委員

ありがとうございます。今回、今ご報告いただきました成果ですとか、課題、そして、今後の対応ということにつきまして、適切に訓練なされたと感じております。

一方、例えば昨年度の課題が、昨年度、一昨年度どういう形で継続してこの訓練が行われて、その課題が今回こういう訓練を行うことによって解決されたのか、あるいはまだやはり課題として残っているのかということ、継続的な観点から考察し

てご報告いただきますと、全体的に滋賀県さんの防災対応が向上していくということが見えてくるのかなと思います。このような形で取りまとめていただくと共に、全体の流れとして課題が解決されているかどうかという形で取りまとめていただけると、より分かりやすい資料になるかと思います。今後はぜひご検討いただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○事務局（滋賀県）

ご指摘ありがとうございます。昨年度特にご指摘頂いていたところでは、避難中継所において住民の方は非常に不安を持っておられますので、原子力発電所の状況ですとか、そういったことを的確にお伝えできるような工夫が必要ではないかというご指摘を頂いておりました。それにつきましては、今回発電所の事故の発生状況等を時系列にしたものをホワイトボードに張りつつ、また、運営本部の方からもマイクの方で状況をお知らせするという対応もさせていただいたところではございます。

けれども、やはりどこまでそれがしっかり住民さんに伝わっているかというところ、まだまだそここのところは十分ではなかったのかなという反省もございますので、そちらの方は引き続き対応してまいりたいと思いますし、この資料では、昨年の指摘を受けてこうしましたというところが抜け落ちておりましたので、今後はそういった形の資料を作っていきたいと考えております。ありがとうございます。

○牧座長

ここにはテレビは置いてありますか。

○事務局（滋賀県）

電気がもしかしたら来ないという事態も想定されるので、テレビはない状態です。

○牧座長

なるほど。NHKでも、民放でもずっと放送しているので、テレビを見るのがたぶん一番かと思います。その情報がどれだけ正しい情報なのかというのは若干あるかもしれませんが、たぶん自分の携帯なり、何なりでご覧になっておられるところもあるでしょう。

○谷口委員

失礼いたします。それぞれ感染症対策がある中で、机上訓練ですとか、それから実際に住民の方々が動く訓練含めて適切に実施をされたということで、しっかり実施されているなと思いました。

この中で取り組まれていたら教えていただきたいですし、そうでなければ今後の課題ということで。私が感じましたのは、障害のある方、特に視覚障害、聴覚障害、それから発達障害、知的障害等の方との情報の収集、交流等のコミュニケーションについて、支援が必要な方に対する合理的配慮の部分や行動に至るまでの合理的配慮

の訓練、遠くにいる支援者の方、それから専門職の支援者の方を交えた取り組みなど、何か課題になった取り組みがあれば教えていただきたいですし、そうでなければ机上訓練でもできることもあろうかと思っておりますので、取り入れていただけたらと考えております。

○事務局（滋賀県）

ご指摘ありがとうございます。今年度の訓練の中では、あくまで図上訓練の中ではありますが、避難中継所に通訳の方を配置していただきというようなやりとりを実施させていただきました。障害のある方ですとか、福祉的な支援の部分での実働訓練は少しできていませんでしたので、今後まだ課題があるかなと感じております。

災害福祉派遣チームの DWAT が滋賀県の方でも結成されているところですので、関係課ともその研修等に、原子力災害についてのご理解を進めていただけるように内容を取り込めないかどうか、協議はさせていただきましたが、今年度実現には至りませんでしたので、ぜひ次年度は原子力災害について、福祉の専門職の方々にも知っていただいて、それを含めて訓練の方で実証していけるような形につなげてまいりたいと考えております。

○谷口委員

ありがとうございます。特にコミュニケーションに関しては、障害福祉課が主管でコミュニケーション条例の制定に向けてのさまざまな現場の方との検討を進めていらっしゃるの、またそこと共有していただけたらと思います。

○八木委員

ご説明等ありがとうございます。新規に付け加えるものではありませんが、やはり訓練の位置付けの議論が必要というか、この先考えなければいけないと思います。

どういう意味かと申しますと、実は、先週、リスクコミュニケーション研修を滋賀県の方で実施させていただいたりして、やはり原子力災害は、雪害とか、風水害と異なり、起こるということを想定することが関係各位すごく難しい。それは住民の方々もそうであると思いますので、この訓練というものが年に1回、コンスタントに積み重ねられることの意味は大きいと思います。

そうすると今も他の委員の先生方からもたくさんコメントが出ていましたけれども、訓練の中で何をやるかというのは、たぶん職員の方からすると、手順を年に1回動かして思い起こすような機会でもあると思います。それと同時に課題が見つかったものというのは、個々の職員の方にフィードバックするというよりは、よりマニュアルに落とし込んでいくとか、もしくは原子力災害のところだけではなくて、それが日常の業務だったり、それこそほかの自然災害のところにもうまく転用できるものだったりがないか、マニュアルとか、計画に落とし込むということと、個々人の方々が年に1回思い出して手順を身にしみ込ませるみたいなものがだいぶ整ってきてい

ると思いますので、あらためて原子力防災訓練そのもの、ここで出ている課題をつぶしていくとか、対応することも大事ですけれども、むしろこれが定期的にちゃんと位置付けられていることの意味が大きくなってきているかなと感じました。

○事務局（滋賀県）

ありがとうございます。この訓練の位置付け、訓練の目的を明確にしていくということは非常に大事かと思っております。今回の訓練では、初めて原子力防災の訓練に携わる方もいらっしゃいました。また、いろいろな機関の方と調整会議を何度もさせていただき、また現地を一緒に確認する中で顔の見える関係も作れたというところも大きかったです。今回の訓練では特に新型コロナウイルスの自宅療養者の方などの対応をどうしようかというところや、またバスの運用のところを中心に実施させていただいたところでは、訓練の目的や位置付けを明確にしていくというのはこれから大事になってくると思いますので、十分留意して取り組んでまいりたいと思います。

○三澤委員

説明ありがとうございます。ちょうど昨日、われわれの中でも防災訓練の反省会を原子力規制庁の緊急事案対策室というところで行ったところでした、そのときに、必ず話があるのは、このミッションは再発したことがないのかどうか。要するに今までも見立て中で最後残っている解決できていない問題なのかということを確認するということが非常に重要だということをおもっています。

ですので、昨年、その前とかの課題の積み重ね、「これは前回は課題になったことでしょう」ということは、明確に意識して報告書に書いていただきたいと思っております。

あともう一つ、今回グッドプラクティスと言いまして、これはよかったなということは積極的に取り上げていただきたい。今回の成果というところで幾つか項目出していただいておりますが、これはいずれももっとたくさん、これはよかったよということは、ぜひリストアップしていただいて、それは皆さんの中で共有していただきたいと思っております。グッドプラクティスでも、やはり訓練を行うというのは非常に重要なことだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○事務局（滋賀県）

ありがとうございます。ご指摘頂いたとおり、例えば住民の方のスクリーニングの記録などはしっかりと管理しているというところですが、防災業務関係者の方の業務後にスクリーニングした記録について、その取り扱いというのは、これまでもちょっとあいまいなところがございました。今回もあいまいなところが残ってしまっていて、そのへん過去の経験を生かしていないところがありますので、今後生かしていきたいと思っております。

グッドプラクティスという点になるか分からないですけども、今回登山客等への

広報をもっと工夫すべきじゃないかというのが住民避難訓練前に実施しました災害対策本部等運営訓練（10月29日実施）の中で出ましたので、その次の住民避難訓練の時に、防災ヘリを飛ばして、ラウドスピーカーというもので実際に広報して聞こえるかどうか検証いたしました。その結果、非常によく聞こえたということでしたので、そういった点については今後生かしてまいりたいと考えております。

○牧座長

先ほど、八木委員からこの訓練の位置付けというお話がございましたが、私もそう思っています。要するに今の新型コロナの対応というのは、2009年に新型インフルエンザで実施していますが、十何年も経過しており忘れてしまったということがあります。この原子力の訓練については、幸いなことに地域防災計画に位置付けをしているので、こういう形でしっかりと手順がずっと引き継がれていくというのは大変重要なことだと思います。ぜひこういう形で訓練を継続していただけたらと思います。

(2) 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

○牧座長

それでは次の議題に移りたいと思います。滋賀県地域防災計画（原子力防災対策編）の修正について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（滋賀県）

（資料2-1、2-2により説明）

○牧座長

ただ今の説明内容について、質問ですとか、確認したい事項がございましたら、その後発言いただきたいと思います。まず欠席の島田委員から何かコメントがございましたら、事務局の方からご紹介をお願いいたします。

○事務局（滋賀県）

島田委員の方からは1点頂いております。原子力事業者との連携体制の明確化のところでございますけれども、すでに訓練等で実現していることであっても、やはり明記しておくことが重要というコメントを頂いております。

○牧座長

ありがとうございます。ただ今ご説明いただきました内容について、ご質問、コメント等ございましたら、委員の皆さんからご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

国の災害対策基本法の改正に合わせてということですが、原子力も勧告、指示というのを一本化するということで、風水害は多く発生するので、勧告と指示の違いがよ

く分からないとか、勧告出しても逃げないから指示とかもありますけど、原子力についてもそういう議論があった上で勧告、指示の一本化ということでよろしいですか。

○事務局（滋賀県）

原子力につきましては、明確な指示を出さないと住民さんが判断しにくいということから、勧告という概念は従来使っておりませんでした。法制度として災害対策基本法のぶら下がりを用意はしていましたが、運用の中ではありませんでしたので、今回の法改正を踏まえて対応が変わるかと言われますと変わらないかと思います。

○牧座長

分かりました。地域防災計画の中でもそのあたりが明確になったという理解でよろしいですか。

○事務局（滋賀県）

はい。

○牧座長

他いかがでしょうか。よろしいですか。この件を要約すると、もともと指示で対応するはずだったが、用語の関係で勧告、指示とか言っていたのを、風水害、自然災害の方も勧告、指示が一本化されたので、それに合わせたということでよろしいですか。そうしましたら最後の議題に移りたいと思います。

(3) 令和3年度原子力防災訓練の結果について

○牧座長

緊急時、甲状腺被ばく線量モニタリングについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（滋賀県）

（資料3、参考資料により説明）

○牧座長

ありがとうございます。また、島田委員から、まず何かコメントとか、ございましたら事務局から紹介をお願いいたします。

○事務局（滋賀県）

島田委員の方からは、測定したデータをどのように集約、共有、追跡するか、データ管理とモニタリング実施の長期計画が必要であり、長期的な計画の制度設計を国に求めているかどうか。測定したからには、どのように集約し、活用するかまで考えて進めていかないと実現可能性が厳しいのではないかと。また、得たデータをどう使うかに

ついても住民に伝える必要がある。行政側の活用ももちろんであるが、住民側がどう活用するのかということも想定しておく必要があると頂いております。

○牧座長

ただ今のご説明につきましてご意見を頂けたらと思いますが、遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員

これは福島原発事故での反省からきているわけです。福島で30万人の子どもに甲状腺がんが発生しているかどうか、調査しております。福島は放射線量が少なかったため可能性は少ないですけども、現在裁判になったり、政治的な問題にまでなっています。

19歳未満というのは、子どもに多いからです。もう一つは、レベルが $0.2\mu\text{Sv/h}$ です。それ以下の線量だったらそれほど心配ないからという意味だと思います。福島できちんと甲状腺線量を測定されたのは1,060人しかいませんでした。

私はそのころ（東日本大震災発災当時）群馬県で仕事していましたが、一番住民から希望されたのは、検査済証の発行です。放射能に汚染されていませんという証明書が必要となりました。これがなかったら、お店で断られる、ガソリンスタンドでも断られるということがありました。汚染があった場合は専門の医療機関へと記載がありますが、当時大学病院でさえ、「福島県の人が、放射線がないという証明書が欲しいと来ています」、「病院の中に入れたらあかん」と言うんです。それが現実です。福島県の病院でも、群馬県の病院でも一緒です。住民に一番役立つのはこの検査済証の発行で、僕らは通行手形とか言っていましたが、手形がなかったら何もできない。福島県の住民はこれを希望しておりました。

私からのコメントですけれども、放射線の測定は診療放射線技師が専門で、診療放射線技師は常に仕事でやっております。滋賀県の技師会がございますし、もうすでにお話しされていると思いますけども、滋賀県の放射線技師会とご協力されたら、慣れておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局（滋賀県）

ありがとうございます。滋賀県では、全員にいわゆる通行手形（検査済証）を発行するという流れを維持しております。これについては引き続きそのような形でやっていきたいと思っております。

また、今回の甲状腺モニタリングにつきましても、委員の方からもおっしゃられましたとおり、測定自体は適正にされたとしても、いわゆる差別とか偏見とかいうところにつながっていくようなことがないような仕組みと言いますか、取り組みというのが重要になってくると考えておりますので、そういったことも国に求めていかないといけないのかなと思っております。

○八木委員

事前にコメントもしており、それを滋賀県から懸念事項という形でお書きいただいているので、基本網羅されているところです。やはり検査は必ず実施することがいいことなのかどうかというのは、問題は個人の判断としてはあるべきものだと思います。しかし、(この検査は) 特にお子さんを対象にするものなので、万が一何かの形で数字が仮に出たら、それが先々その子にとってどういう意味を持つものなのか、定期的にその先検査が必要になってくるものなのか、その数字の意味が何なのか、というのはたぶん混乱の状況で情報を受け取るので、特に入りにくいものだと思います。

なので、検査をするとなったら、数字の意味とか、その先の検査体制もそうですし、それをどのように説明するのかというのもすごく大事なポイントになってくると思います。検査体制を整えることに対して異議があるものではないですが、やはり検査の意味というものをどう伝えるのか、ものすごく難しく、それは福島の甲状腺検査の今のありようが別の形でたぶん物語っているものだと思います。たぶん医学的には問題がない数字のレベルでも、やっぱり出てしまうと、たぶんお父さん、お母さんは、「それで、じゃあ、この子どうしたらいいの？」という思いが至るところを、やはり丁寧に考える必要があるかと思っています。

○事務局（滋賀県）

ありがとうございます。検査をすることによるメリットもあれば、デメリットもあるというようなご指摘も頂いておりますし、そういったところを、これは必須なのか、または断っているのかというところ、なかなか難しいところがあると思いますので、平時からの情報提供というところと、その仕組みを動かす前から事前に制度設計をしっかりとってくださいというところを国の方には求めていきたいと考えております。

○牧座長

ありがとうございます。現状は、 $0.2\mu\text{Sv/h}$ を超えたから何かになるということが明らかになっているというわけではないということですね。

○遠藤委員

そうです。それ ($0.2\mu\text{Sv/h}$) より低かったらそれほど心配いりませんという、基準でやっていると思います。

○牧座長

ですから、八木委員のおっしゃるのは、要するにこの数字がどういう意味を持って、この後、出た子たちがどういうことになっていくのかということが分からないと、受けさせる親にしても、受けた子どもさんにも大変という、そういう意味ですか。

○八木委員

そういう意味です。だから、たぶん以下であれば全く問題ないと思いますが、これを超える数字が出たときに、すぐさまものすごく危険という数字でもないはずなのに、何か基準を超えるという意味合いを持つと、それ自体がすごくリスクが高いもののように一般的には取られかねないので、その説明と、この先定期的には何か検査があり得るのかとか、そういった体制も合わせて整備していくべきものではないかと考えているところです。

○遠藤委員

八木委員のご指摘のとおりだと思います。その値を超えますと、ご本人どころかご両親も大変心配になると思いますので、国に高かった場合どうするのかといった子供のケアをご要望されたらと思っております。

○牧座長

ありがとうございます。パブリックコメントで滋賀県からも出せますか。

○事務局（滋賀県）

はい。

○牧座長

では、ぜひ委員からのご意見も踏まえて、こういうのを導入していく上での懸念とか、こうあるべきところをコメントいただきたいと思います。

○高橋委員

私も遠藤先生、八木先生のご発言いただいたのと全く同意見でございます。これから滋賀県さんはパブリックコメントということで、それを国へ出していくとか、要望していくということがあります。懸念事項としてここに書かれているとおりだと思います。

2ポツ目のところに地域の住民や医療機関等関係者の理解が必要と記載されていますが、ここで医療機関も含めた自治体の理解、すなわちそれを伝えていく側の理解、今ご議論がありましたが、地域の住民さんがどのように受け止めるか、そのQ&Aや想定といった説明部分は別項目の方がいいのかなと思います。具体的に細かく言いますと、やはり自治体としての立場、どのようにそれを伝えていくかという部分と、あとは住民さんがどのようにそれを分かりやすく受け止められるかという部分をより具体的に分けて書いていただいたほうが明確にその意図が伝わるのではないかと。

特に、対象者がこのような形で絞られているところ、あるいは今まで議論がありました $0.2\mu\text{Sv/h}$ というのはどういう意味なのかという部分は、自治体、医療機関がしっかりそれを把握すると共に、それをしっかり正しく、うまく住民さんに伝えると

いう2つの部分があろうかと思しますので、実際にコメントには書かれていると思
いますけども、より明確にさせていただいた方がよいかと思います。

○事務局（滋賀県）

ありがとうございます。ご指摘頂いたとおりでございます。今回、資料4と書いて
いるところでは、原子力災害拠点病院の施設要件の見直しというものもございま
す。となりますと、これは医療機関の方の協力が不可欠ではございますし、甲状腺モニタ
リングをやるとなりますと、体制の方もかなり必要になってきます。そういったとこ
ろで医療機関の理解というもの、これをしっかり求めていくことも重要かと思いま
すので、住民さんへの理解の部分とは別の項目とする形で整理させていただきたい
と思います。

○牧座長

ほか何かコメント、ご質問等がございますか。よろしいですか。そうしましたら、
この三つ目の議題、大変重要なことだと思いますので、ぜひしっかりとパブリックコ
メントをしていただきたいと思います。

それでは、ほか、全般を通じて何かございますか、言い忘れたとか、Zoomでご参
加の先生方もよろしいでしょうか。それでは、熱心にご議論、ご発言いただきまし
てありがとうございます。意見も出尽くしたようでございますので、本日はこのあた
りで意見交換を終了させていただきたいと思います。予定しておりました議題はこ
れで終了しましたが、その他、事務局から連絡等がございますか。

○事務局（滋賀県）

特にございません。

○牧座長

では、進行を事務局にお返しします。

3 閉会

○事務局（滋賀県）

牧先生初め、委員の皆さまには、本日大変貴重なご意見を頂きまして、誠にありが
とうございました。

それでは、1点だけ事務局の方から連絡事項を申し上げます。本日の会議の概要に
つきましては、事務局で整理し、内容の確認をさせていただきました上で、ホームペ
ージの方に掲載させていただきたいと思います。連絡事項は以上でございます。

それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回滋賀県原子力防災専門会議を終了
させていただきます。本日は誠にありがとうございました。